

お茶の水女子大学附属図書館の利用（ライブラリー・コネクト）案内

1 目的

大学と地域社会との連携強化を図り、女性の学ぶ意欲に応えるとともに、区立図書館では提供できない高度な学術書や専門書を利用することを目的とします。これは、お茶の水女子大学の「女性の生涯にわたる学習、研究を支援する」という理念に支えられたライブラリー・コネクトの一環として可能になりました。

2 利用対象者

次のすべてに該当する方です。

- ① 文京区に住所を有する女性
 - ② 満18歳以上の社会人(学生、受験生を除く)
 - ③ 文京区立図書館の利用登録者
- ※ 返却期限を超過した未返却貸出資料がある方は利用できません。
※ 図書館利用カードの有効期限が切れた方は利用できません。

3 利用内容

大学図書館の蔵書閲覧と複写(著作権法第31条の規定の範囲)、館外貸出、レファレンスサービスを受けます。ただし、お茶の水女子大学の教職員、学生の利用を優先します。

4 利用期間

利用証発行時より1年間。更新も可能です。

5 年間利用登録手数料

3,300円 ※払込済の年間利用登録手数料は、いかなる理由があっても返還できません。

6 所在地

お茶の水女子大学附属図書館 文京区大塚2-1-1

7 利用可能日・利用時間

お茶の水女子大学附属図書館ホームページの開館カレンダーをご確認ください。

開館カレンダー : <https://www.lib.ocha.ac.jp/02/calendar.html>

8 利用手続き

(1) 申込方法

各区立図書館のカウンターで、申請書を記入のうえお申し込みください。
(図書館利用カード持参。住所変更された方は住所を確認できる書類も持参。)

(2) 申込

随時受付

(3) 利用証の発行

手数料振込み後、お茶の水女子大学附属図書館で発行します。

○受付場所: お茶の水女子大学附属図書館1階カウンター

○受付時間: 平日 9:00-12:00、13:00-16:00

(即時発行 上記以外の時間に受け付けた場合は後日渡し)

○必要書類: ①文京区立図書館で確認の押印を受けた申請書

②住所を確認できる書類(運転免許証等)

③手数料を納付したことを証明する書類

9 更新手続き

利用証の有効期限1か月前より有効期間内に手数料を振り込みください。その後、有効期限日の翌月までにお茶の水女子大学附属図書館でカード更新手続きをしてください。

* 必要書類: ①旧利用証、②住所を確認できる書類、③手数料を納付したことを証明する書類

10 利用者の責務

大学図書館は、基本的には大学関係者の学術・研究のために設置された施設ですので、利用の方は大学図書館の利用規程を遵守し、大学図書館に迷惑を及ぼさないよう十分な注意が必要です。